

令和5年度第2回筑後川水系渇水調整連絡会

日時：令和5年12月19日（火）14：00～14：30

場所：福岡第二合同庁舎 2階 共用第2・第3会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）筑後川の水状況について

（2）第1次渇水調整（案）について

（3）その他

4 閉 会

令和5年度第2回筑後川水系渇水調整連絡会 出席者名簿

日時 令和5年12月19日(火) 14:00～14:30

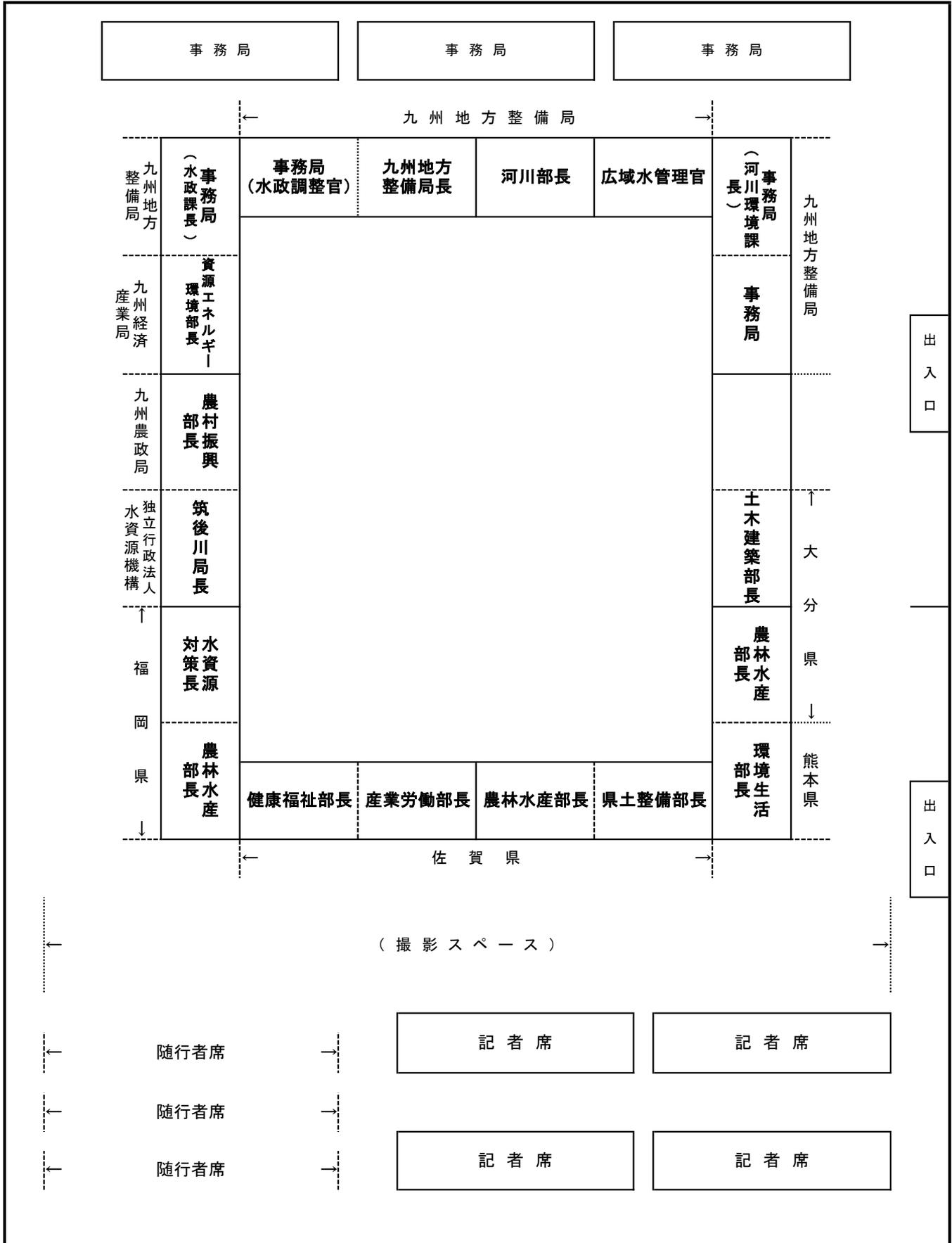
場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第2・第3会議室

機 関	所 属	役 職	氏 名	委員		随 行	事務局
				委員	代理		
九州経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	課長補佐	徳安 達郎		○		
	〃	係員	幸田 恵汰			○	
九州農政局	農村振興部 設計課	水利計画官	川上 浩二		○		
独立行政法人水資源機構	筑後川局	次長	平野 明德		○		
	〃 施設管理課	課長	武田 久和			○	
	〃	主査	橋本 要			○	
	筑後川上流総合管理所	所長	仲道 貴士			○	
	〃	管理課長	山本 史朋			○	
	筑後川下流総合管理所	所長	村上 喜昭			○	
	〃	管理課長	四方 正純			○	
福岡県	県土整備部	水資源対策長	岩佐 孝徳	○			
	〃 水資源対策課	課長	中尾 浩史			○	
	〃 水資源対策課	参事	白鳥 伸一			○	
	〃 水資源対策課	調整係長	飯塚 香織			○	
	農林水産部 農産漁村振興課	企画監	吉田 昌浩		○		
	〃	技術主査	苑田 幸助			○	
佐賀県	健康福祉部 生活衛生課	課長	原口 健三		○		
	産業労働部 企業立地課	課長	西田 陽介		○		
	〃	主査	塚本 有理			○	
	農林水産部 農山村課	課長	江口 洋久		○		
	農林水産部 水産課	副課長	藤川 健一			○	
	県土整備部	理事	永松 義敬		○		
	〃 河川砂防課	副課長	勝俣 英樹			○	
	〃 河川砂防課 城原川ダム等対策室	副室長	藤川 正隆			○	
〃 河川砂防課 城原川ダム等対策室	係長	帆足 光威			○		
熊本県	環境生活部 環境立県推進課	課長	吉澤 和宏		○		
大分県	農林水産部 農村整備計画課	参事	都留 俊明		○		
	土木建築部 河川課	課長	石和 徹也		○		
九州地方整備局	九州地方整備局	局長	森戸 義貴	○			
	河川部	部長	浦山 洋一	○			
		広域水管理官	上村 雅文	○			
		水政調整官	遠藤 孝司				○
	〃	建設専門官	内山 尚治				○
	河川部 水政課	課長	三好 辰典				○
	河川部 水政課 行政第四係	係長	近藤 光将				○
		国土交通事務官	松下 祐弥				○
	河川部 河川環境課	課長	原田 佐良子				○
	〃	課長補佐	藤岡 慎介				○
	河川部 河川環境課 調整係	係長	永野 貴也				○
	〃	国土交通技官	白川 翔				○
	筑後川河川事務所	技術副所長	坂本 二俊				
	〃 開発調査課	開発調査係長	松尾 陽一				
	筑後川ダム統合管理事務所	所長	甲斐 浩幸				
	筑後川ダム統合管理事務所 広域水管理課	課長	宮内 信				
〃	管理係長	下山 慎一					

令和5年度 第2回筑後川水系濁水調整連絡会 座席表

日時:令和5年12月19日(火) 14:00~14:30

場所:福岡第二合同庁舎 2階 共用第2・第3会議室



筑後川水系渇水調整連絡会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、筑後川水系渇水調整連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は関係行政機関等により、筑後川水系に係る関係利水者間の水利用及び渇水への対応等について総合的に連絡協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

第2章 協 議 事 項

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関すること。
- (2) 水利用の運用の方法に関すること。
- (3) 水象等に係る広報に関すること。
- (4) その他連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第3章 連 絡 会

(組 織)

第4条 連絡会は、別表の委員の欄に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができるものとする。

2 連絡会の会長は、九州地方整備局長の職にあるものをもって充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を掌理する。

4 会長に事故あるときは、九州地方整備局河川部長の職にある者を代行者とするものとする。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、定例会を年1回とし、その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

第4章 幹事会等

(幹事会)

第6条 連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する議題をあらかじめ整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表の幹事の欄に掲げるもの（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、九州地方整備局河川部長の職ある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。
- 7 幹事長に事故あるときは、九州地方整備局広域水管理官の職にある者を代行者とするものとする。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行なうため、事務局を九州地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、九州地方整備局河川部建設専門官の職にある者をもって充てる。

第5章 その他

(任期)

第8条 委員及び幹事並びに事務局長の任期は、その職にある期間とする。

(規約の改正)

第9条 連絡会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行なうことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附則

この規約は、昭和60年3月22日から施行する。

附則

この規約は、平成元年8月8日から施行する。

附則

この規約は、平成5年6月10日から施行する。

附則

この規約は、平成7年4月28日から施行する。

附則

この規約は、平成13年5月18日から施行する。

附則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月24日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月25日から施行する。

附則

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月7日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附則

この規約は、平成29年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月24日から施行する。

附則

この規約は、令和2年6月3日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和5年5月29日から施行する。

別表

構 成 メ ン バ ー

令和5. 5. 29 規約改正

関係行政機関	委 員	幹 事
九州地方整備局	局 長 河川部長 広域水管理官	河川部長 広域水管理官 水政調整官 水政課長 河川環境課長 河川管理課長 筑後川河川事務所長 筑後川ダム統合管理事務所長
九州経済産業局	資源エネルギー環境部長	電力・ガス事業課長
九州農政局	農村振興部長	設計課長 水利計画官
独立行政法人 水資源機構	筑後川局長	筑後川局施設管理課長 筑後川上流総合管理所長 筑後川下流総合管理所長
福 岡 県	水資源対策長 農林水産部長	水資源対策課長 河川管理課長 水道整備室長 農山漁村振興課長 水産振興課長
佐 賀 県	健康福祉部長 産業労働部長 農林水産部長 県土整備部長	生活衛生課長 企業立地課長 水産課長 農山村課長 河川砂防課長 城原川ダム等対策室長
熊 本 県	環境生活部長 農林水産部長 土木部長	環境立県推進課長 農地整備課長 河川課長
大 分 県	農林水産部長 土木建築部長	農村整備計画課長 河川課長

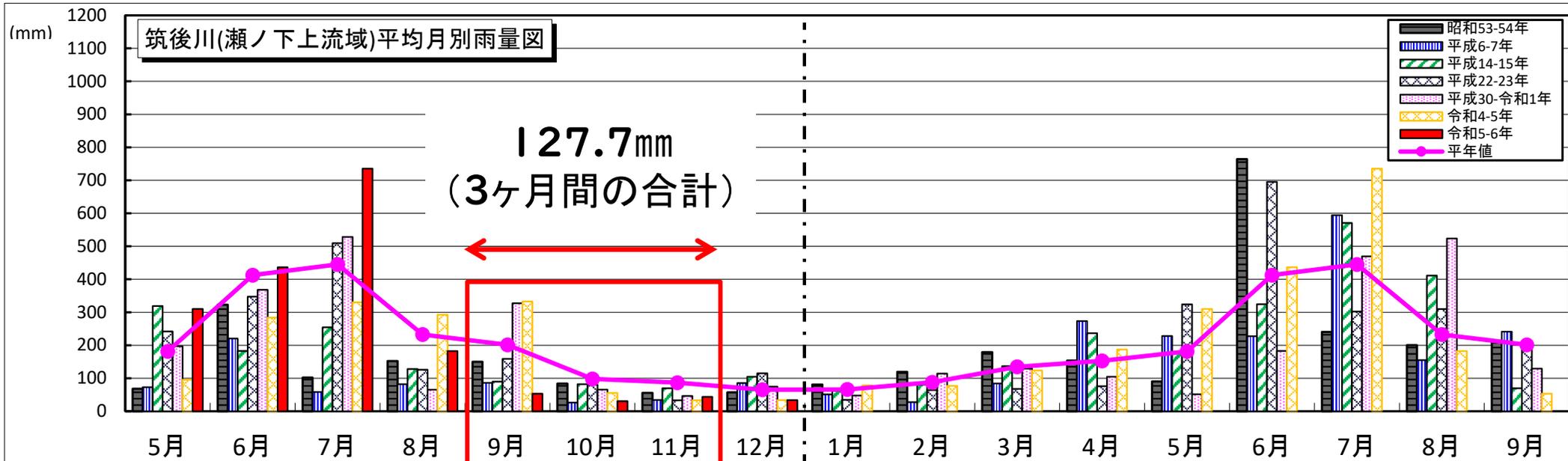
筑後川の水状況について

筑後川水系渇水調整連絡会
事務局

令和5年12月

令和5年の筑後川流域の降水量

- 筑後川の流域平均雨量は、9月は53.3mmと平年の約27%、10月は30.6mmと平年の約31%、11月は43.8mmと平年の約51%。
- 9月から11月の3ヶ月間の合計雨量は、昭和50年以降の49年間で最少。



月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平年値	181.5	412.5	445.1	232.6	201.3	98.0	86.6	65.4	66.2	87.9	134.7	152.9	181.5	412.5	445.1	232.6	201.3
平均値	159.4	344.5	450.3	331.8	233.6	124.9	72.0	64.9	67.8	82.9	123.9	151.2	159.4	344.5	450.3	331.8	233.6
昭和53-54年	68.2	323.2	102.0	152.3	150.1	84.0	55.6	57.4	81.0	119.2	179.1	153.5	90.3	764.3	240.6	200.2	208.5
(平年比)	37.6%	78.4%	22.9%	65.5%	74.6%	85.7%	64.2%	87.7%	122.4%	135.6%	132.9%	100.4%	49.8%	185.3%	54.1%	86.1%	103.6%
平成6-7年	72.8	220.3	58.3	82.1	86.2	26.3	34.3	85.5	50.9	27.8	84.3	273.3	228.0	227.3	594.1	155.0	241.1
(平年比)	40.1%	53.4%	13.1%	35.3%	42.8%	26.8%	39.6%	130.6%	76.9%	31.6%	62.6%	178.8%	125.6%	55.1%	133.5%	66.6%	119.8%
平成14-15年	319.0	182.8	254.4	128.0	89.6	81.9	69.5	104.8	62.1	80.6	136.7	236.4	180.0	324.5	570.5	411.1	69.6
(平年比)	175.8%	44.3%	57.2%	55.0%	44.5%	83.5%	80.2%	160.1%	93.9%	91.7%	101.5%	154.6%	99.2%	78.7%	128.2%	176.7%	34.6%
平成22-23年	242.0	347.4	509.3	125.8	158.8	80.6	33.2	114.9	34.5	64.3	67.7	76.0	324.2	695.3	302.4	309.9	186.8
(平年比)	133.4%	84.2%	114.4%	54.1%	78.9%	82.2%	38.3%	175.6%	52.2%	73.1%	50.2%	49.7%	178.7%	168.6%	67.9%	133.2%	92.8%
平成30-令和1年	197.1	368.4	528.1	65.2	327.3	65.6	46.1	74.7	47.6	114.2	129.2	104.7	51.5	182.8	469.5	523.7	129.1
(平年比)	108.6%	89.3%	118.6%	28.0%	162.6%	66.9%	53.2%	114.1%	72.0%	129.9%	95.9%	68.5%	28.4%	44.3%	105.5%	225.1%	64.1%
令和4-5年	95.7	284.1	330.2	292.7	333.0	55.3	33.5	34.0	78.4	77.0	123.7	187.1	310.3	436.4	735.3	182.3	53.3
(平年比)	52.7%	68.9%	74.2%	125.8%	165.4%	56.4%	38.7%	52.0%	118.5%	87.6%	91.8%	122.4%	171.0%	105.8%	165.2%	78.4%	26.5%
令和5-6年	310.3	436.4	735.3	182.3	53.3	30.6	43.8	33.8									
(平年比)	171.0%	105.8%	165.2%	78.4%	26.5%	31.2%	50.6%	51.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※平年値は、1991~2020年(30年間)の平均値、平均値は2013~2022(直近10年)の平均値。令和5年12月18日0時時点

筑後川の水利用の状況①

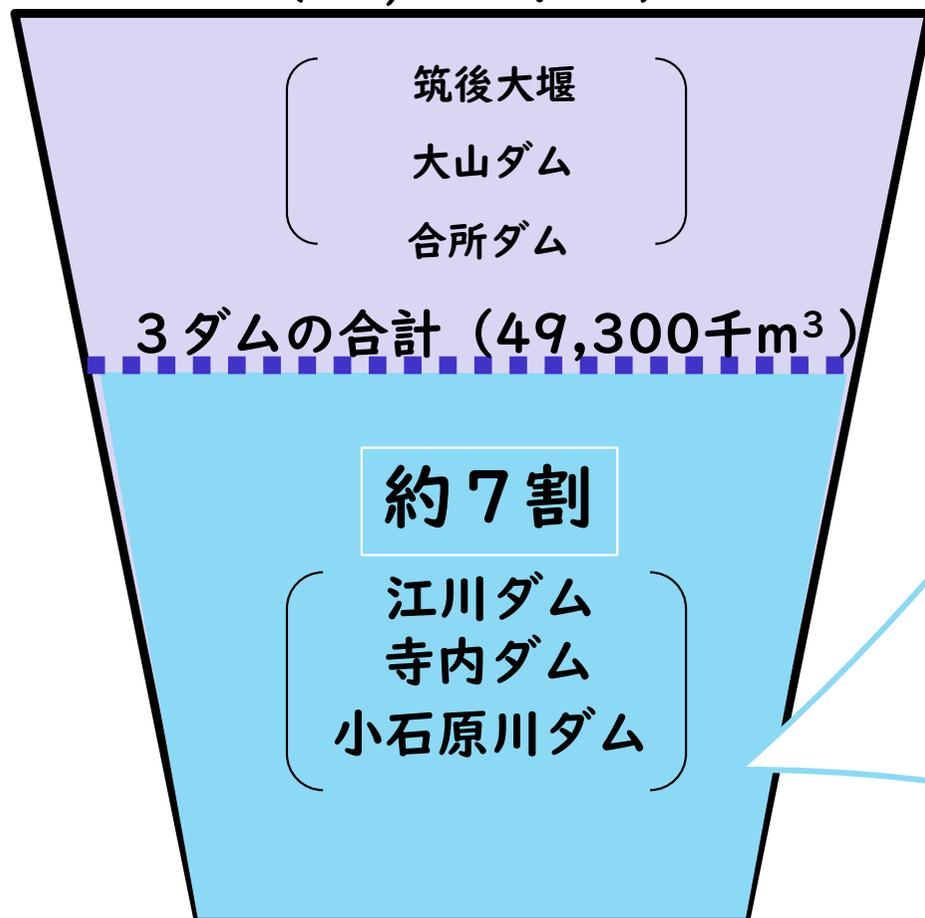
○ 筑後川の水は農業用水のほか、工業用水、水道用水、発電用水に広域的かつ多目的に利用されている。



筑後川の水利用の状況②

○ 筑後川水系の主要6ダムの利水容量（農業用水・都市用水・不特定用水）は、67,930千 m^3 。このうち、約7割（49,300千 m^3 ）を江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムが占め、広域的な水瓶の役割を担っている。

筑後川流域の主要6ダムの合計
(67,930千 m^3)

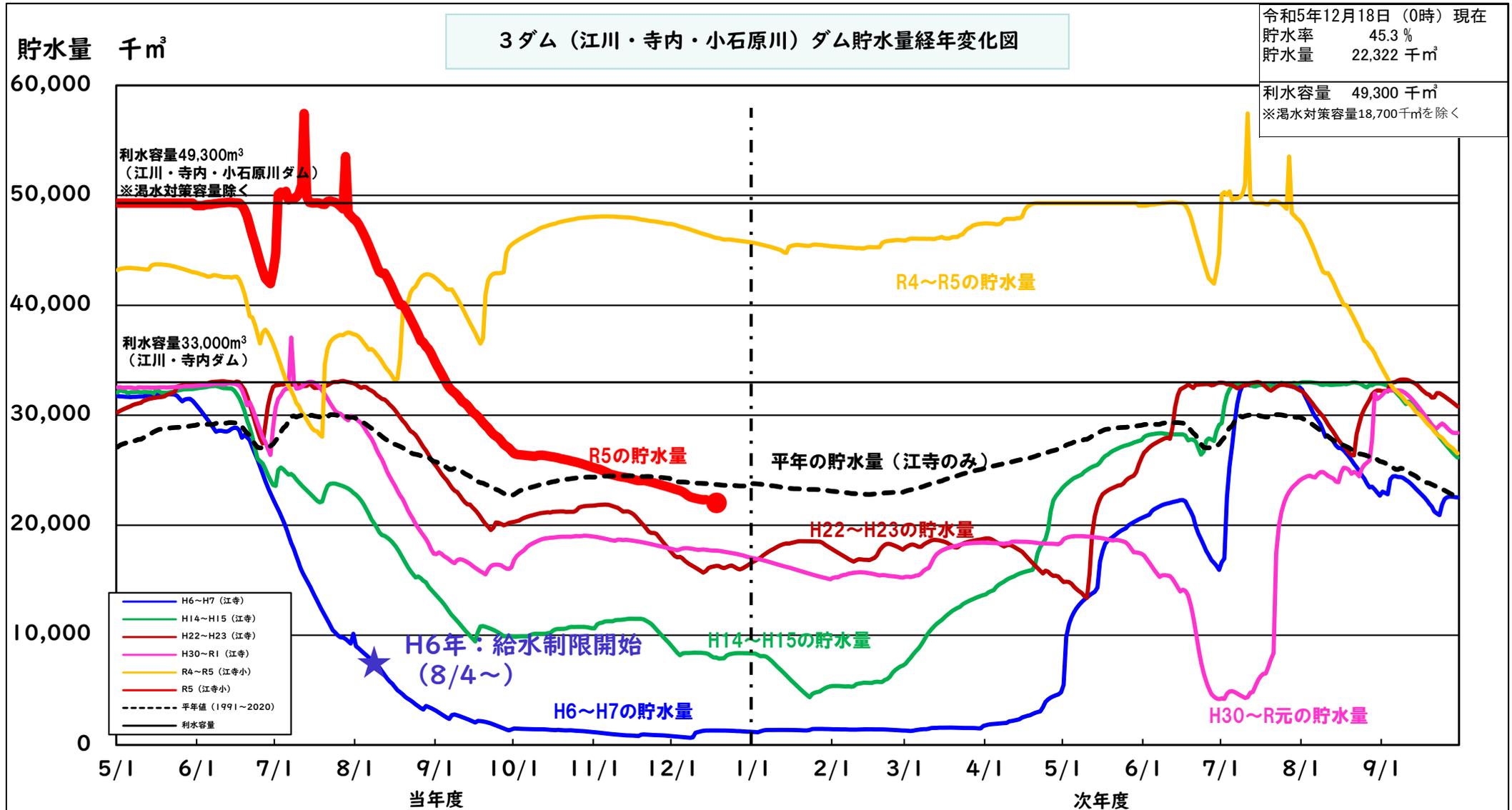


※ 濁水対策容量を除く

福岡市、朝倉市
福岡地区水道企業団
福岡県南広域水道企業団
佐賀東部水道企業団
鳥栖市
うきは市
両筑平野用水

筑後川の水源の状況①

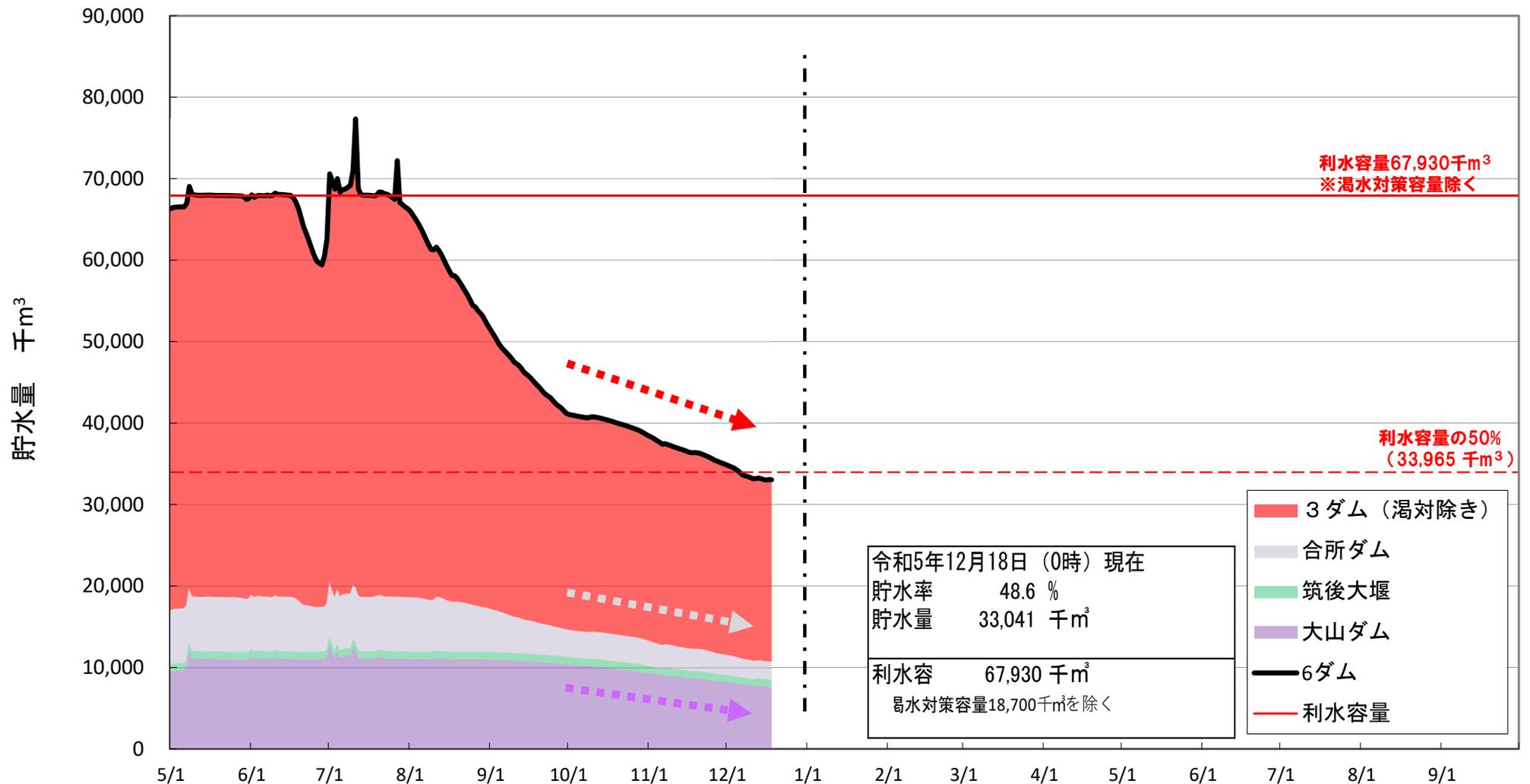
- 筑後川の流量が減少傾向。水利用が可能となるようダムから断続的に補給。
- 同時期の朝倉3ダムの貯水率は、過去最低。（小石原川ダム運用開始後：R3以降）
- 今後、まとまった雨が降らなければダムの貯水量はさらに減少することが想定。



筑後川の水源の状況②

○ 筑後川の主要6ダム合計貯水量は、9月以降の少雨により流域全体的に減少しつづけており、12月6日に50%を下回り、12月18日時点には、49%まで減少している。

6ダム（江川・寺内・小石原川・大堰・合所・大山）貯水量経年変化図



筑後川の水源の状況③

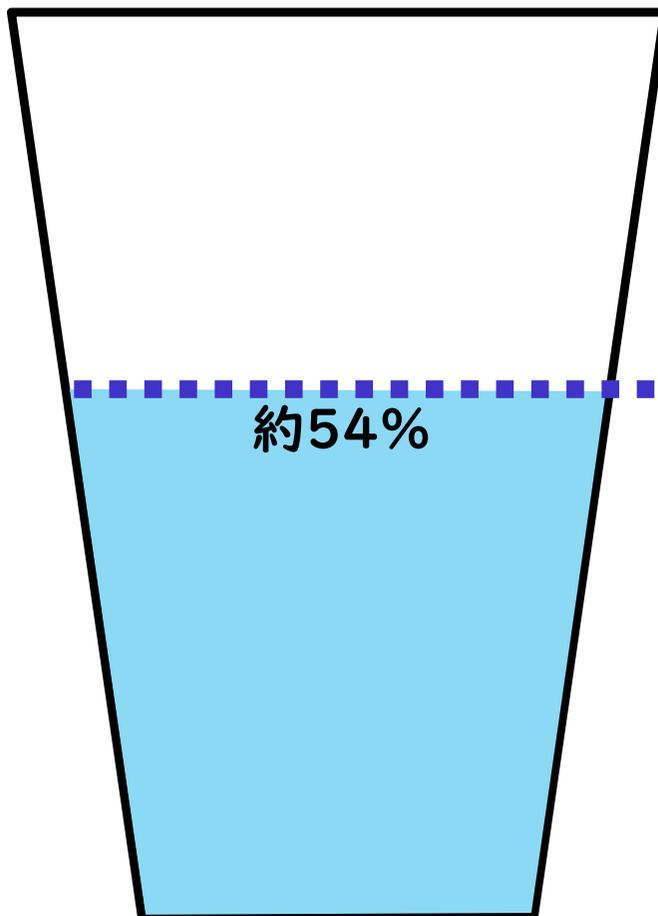
- ダムの完成や渇水調整などにより、平成6年渇水以降は断水など市民生活・社会経済活動への影響は回避。
- 現在の筑後川主要6ダム合計貯水量は、直近3ヶ月の少雨により満水時に対し50%を下回り、その水量はダム2個分※1まで減少。
- 流域の水源状況からも、警戒感が高まってきている。

※1:ダム2個分とは、江川ダム(24,000千m³)と寺内ダム(9,000千m³)の利水容量の合計を指す

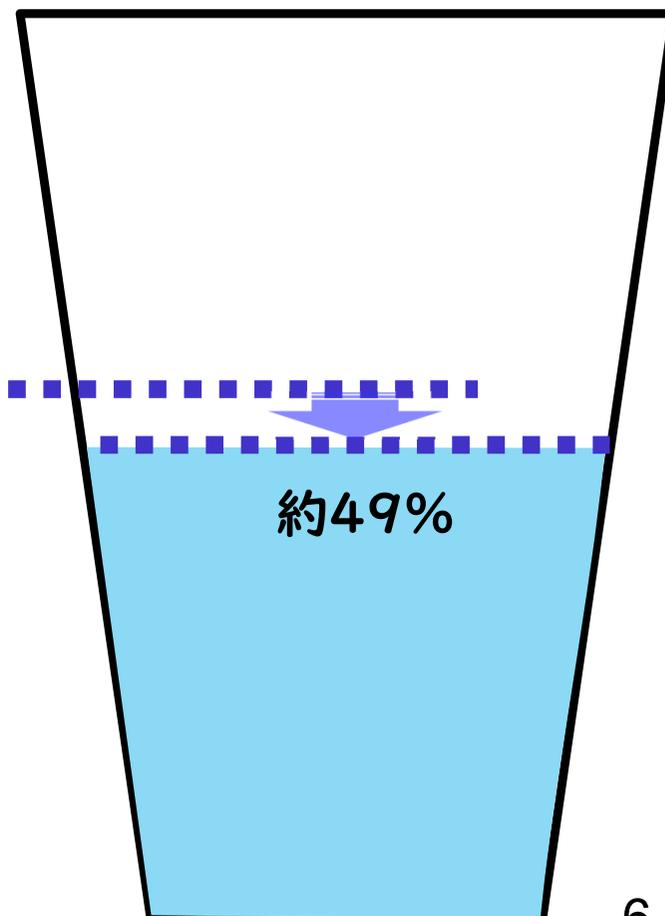
満水時：67,930千m³



第2回渇水調整連絡会幹事会
11/17時点：36,378千m³



第2回渇水調整連絡会
12/18時点：33,041千m³



令和5年12月19日

令和5年度 筑後川水系渇水調整連絡会 第1次渇水調整（案）

I 渇水調整の背景

筑後川流域では、本年8月から少雨傾向が続き、特に9月から11月の3ヶ月間の降水量は、江川ダムが管理開始された昭和50年（1975年）以降で最少を記録し、ダムからの補給が連続している状況となり、ダムの貯水率も減少の一途をたどっている。

渇水調整連絡会の関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、「水をより大切に使用することを促す」啓発活動を実施しているところだが、今後もダムからの補給が続いた場合には、各利水者の水源確保が懸念される。

このような状況を受けて、12月14日に福岡県から、12月15日に佐賀県から筑後川水系渇水調整連絡会の開催要請があり、以下のとおり今後の総合的な水運用のための渇水調整を行うものである。

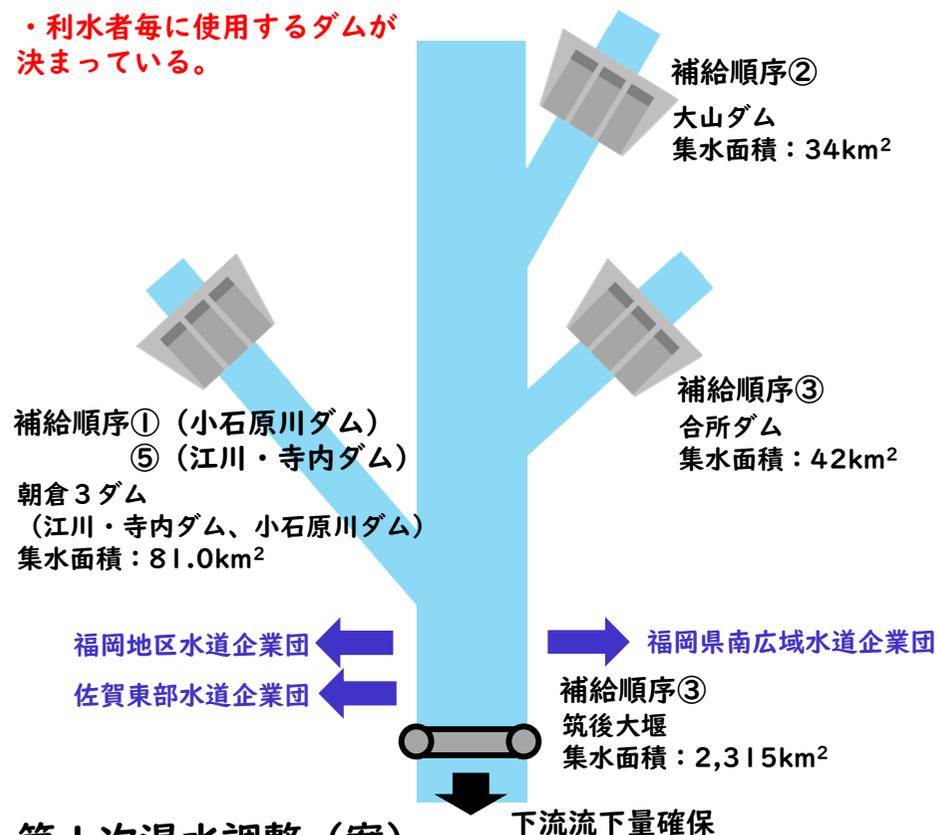
II 渇水調整事項（案）

1. 福岡県及び佐賀県は、水道事業者等に対し自主節水及び更なる域内水源の活用について促す。
2. 福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、大山ダム、小石原川ダムの貯留水を統合し、使用する。
3. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、節水についての啓発活動を行う。

- 既存施設をより効果的に運用することで、水源の延命を図り、市民生活・社会経済活動への影響の回避又は緩和につなげる。
- このため、回復力が高い施設を先行使用するなど、通常時とは異なる運用を行う。

■通常時

・利水者毎に使用するダムが決まっている。

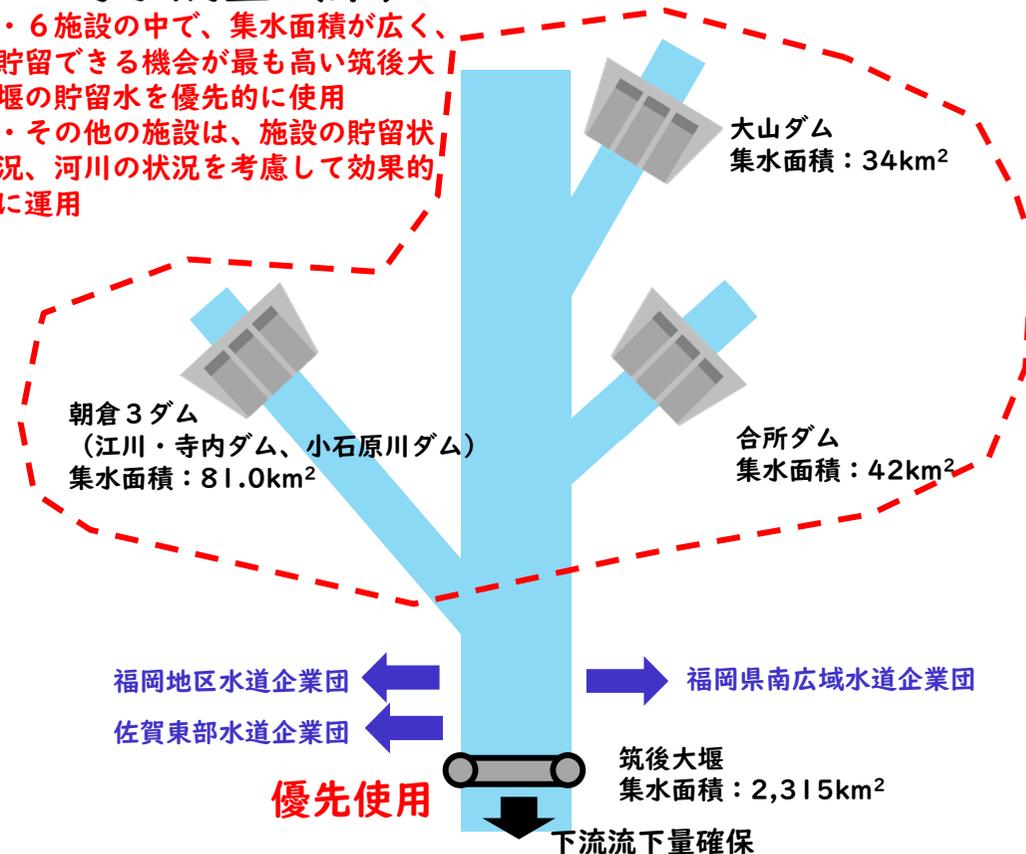


第1次渇水調整（案）

回復力が高い施設・・・「集水面積が広く、貯留できる機会が高い施設」

■渇水調整（案）

- ・6施設の中で、集水面積が広く、貯留できる機会が最も高い筑後大堰の貯留水を優先的に使用
- ・その他の施設は、施設の貯留状況、河川の状況を考慮して効果的に運用



福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団は、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、大山ダム、小石原川ダムの貯留水を統合し使用する。